件名	補正額	補正後の総額	主な内容	議決結果
水道事業 会 計 (第1号)	資本的収入		歳入 - 工事負担金 63万円	
	63万円	217万3千円	・配水設備改良費 336万円 (全	可 決 (全員賛成)
	資本的支出		(水道の加入推進による住民サービスの 向上を目指して、今年4月1日より宅地 造成及び住宅建設等に係る配水管敷設	(工具具級)
	336万円	1011万2千円	に関する規程を施行しており、本規程 に基づく新たな給水設置装置に伴う既 設配管の敷設替工事)	



※ 条例の改正

件名	概要	議決結果
大木町税条例	地方税法等の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行されたことにより、地方税法の年少扶養控除の廃止に伴い、 扶養親族の情報収集のための条文を規定したことや町たばこ 税の改正や非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及 び譲渡所得等の非課税措置の創設などを行う。 *専決処分を行う。	承 認 (全員賛成)
大木町国民健康保険税 条例	地方税法等の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行されたことにより、国民健康保険税の課税限度額の引き上げや特例対象被保険者の国民健康保険税の軽減措置等を講じる改正を行う。 国民健康保険税の課税限度額 47万円→50万円後期高齢者支援金等課税額 "12万円→13万円非自発的失業者に対する軽減措置の創設*専決処分を行う。	承 認 (賛成 11 反対 1)
大木町職員の育児休業等 に関する条例	国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律 による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が本 年6月30日に施行されることに伴い、所要の改正を行う。	可 決 (全員賛成)
大木町職員の勤務時間、 休暇等に関する条例	育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉 に関する法律の一部改正の趣旨を踏まえ、育児を行う職員の 両立支援を推進するため、所要の改正を行う。	可 決 (全員賛成)
大木町職員の給与に関す る条例	育児休業制度の改正に伴う規定の整備及び月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合の新設に伴い、 週休日の振替等により、あらかじめ振り替えられて1週間の 正規の勤務時間を超えた勤務に係る時間外勤務手当に関する 規定を整備する。	可 決 (全員賛成)
大木町国民健康保険条例	医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の 一部を改正する法律が平成22年5月19日に施行されたことに 伴い、条例の一部を改正する。	可 決 (全員賛成)
大木町廃棄物の処理及び 清掃に関する条例	平成22年10月より町内全域において家庭から排出される廃プラスチックを分別し、油化することで再び石油資源として活用するプラスチック資源化事業を開始する。この廃プラスチックの分別収集については、町内モデル事業や環境審議会などで審議いただくなど検討を重ねた結果、専用収集袋による収集を行うことにした。このため、専用収集袋の料金を定める。 家庭系 プラスチック類収集袋 大1枚 15円	可 決 (全員賛成)